

## 住所について

佐伯市の住民基本台帳に記録される「住所」は、現在の正式表示では「佐伯市大字〇〇1000番地」という地番表記、又は、「佐伯市〇〇町〇丁目〇番〇号」といった住居表示となります。

※各地区の区名による「〇〇区〇〇班」などは、正式な住所の表示ではありません。

### Q1. 「住所」の正式な表示は、なぜ「大字〇〇1000番地」又は「〇丁目〇番〇号」という表記なのですか？

「住所」とは「生活の本拠地であり、特定できる場所」であることが必要であるため、基本的に不動産としての住居（建物）の所在する土地の地番が正式な「住所」ということとなります。また、住居表示が実施された地域については、住居表示に関する法律により住居表示により表示することとなります。

※上記の例の場合、不動産登記簿表示は、「佐伯市大字〇〇字△△1000番地」ですが、この場合の「字△△」は佐伯市での住民登録上は省略されます。

### Q2. 「行政区」とは何でしょうか？

「行政運営上の地区分類」のことであり、学校区や選挙区等の行政区分として活用しているものです。

各家庭単位で任意に所属する、いわゆる自治会の区分と同一の表記であり、転居等の住民異動届の際に正式住所と併せてお伺いしています。

### Q3. この「行政区」を住所として使ってはいけないのでしょうか？

「行政区(自治会名)」は、

- ・複数の家庭を範囲として、区（区長）の裁量により自由に区や班の区域を設定し、又は変更できる。
- ・正式住所からかけ離れた地区でなければ、ある程度自由に所属自治会名を申告できる

という二点から、個人の生活地点を特定する正式な「住所」としては不適当なものとなります。

ただし、「正式な住所」としては適当ではありませんが、民間において任意に使用することについては使用制限があるわけではありません。

**Q4. なぜ「行政区」を住所としている人が多いのですか？**

この「行政区(自治会名)」は、多くが古くからの地名を由来としたものであるため、佐伯市ではなじみの深い、通俗的な「住所」として愛用されている方が多いというのが実状のようです。

ただし、全国的には通用しない場合が多いので「住所」を届け出の際には正式な表記を用いるよう注意してください。

**Q5. 「大字〇〇番地」って「本籍」のことではないのでしょうか？**

本籍表示が住所と同一の方もいらっしゃいますが、本来、「本籍表示」とは「戸籍の見出し表示」のことです。住んでいる地点を表す「住所」とは違う性質のものになります。

**Q6. 自分の正しい「住所」や「本籍」を知る方法がありますか？**

「住民票（住民票の写し）」には、住所欄に正式な「住所」を表示しています。また、「本籍」を記載することも可能ですので、確認のため御利用ください。

お問い合わせ

佐伯市役所市民課(内線 185・186)

直通電話：(0972)22-3818